

令和 7 年度
宇美町地域こどもの生活支援強化事業
業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年 4 月
宇美町教育委員会
こどもみらい課

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託

(2) 目的

地域こどもの生活支援強化事業は、国の定める「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」に基づき、宇美町において、多様かつ複合的な悩みを抱えるこどもに対し、地域にある様々な場所を活用して、気軽に立ち寄り、安全安心に過ごすことができる場所を設ける。また、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制や見守り体制強化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和 7 年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業 業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

2. 予算額 ※「地域こどもの生活支援強化事業補助金」活用

提案上限額(いずれも消費税及び地方消費税を含む。)		
7,820,000 円	(内訳上限額)	
	①コーディネーター等の人件費や研修費、食事・体験(学習機会、遊び体験)やこども用品(文房具や生理用品等)の提供に係る費用	6,300,000 円
	①町の公共施設や町内の既存の子育て関連施設・教育施設での開設に係る費用(備品・消耗品費等) ※備品購入費については、1点につき 30 万円未満とする。	1,520,000 円

上記金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。当該上限額は、本業務に係る必要経費のすべてを含むものとする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式で行う。

4. 契約の方法

(1) 契約の締結

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、公募型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に、宇美町契約規則(平成 21 年宇美町規則第 5 号)第 26 条の規定に基づき、契約保証金(契約額の 10/100 以上)を納付しなければならない。ただし、同規則第 27 条の規定に該当する場合は、免除する。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに応募しようとするものは、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とする。個人は応募することができないものとし、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

(1) 安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(2) 参加表明書の提出時点において、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱(平成 21 年宇美町告示第 43 号)に基づく、令和 6・7 年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿に記載があり、物品等の登録があること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による申し立てをしていない、またはされていない者であること。

(5) 次の者に該当するものでないこと。

ア. 代表者及び役員等が暴力団(宇美町暴力団排除条例(平成 22 年宇美町条例第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員(以下「暴力団員」という。)である、または暴力団員が経営に事実上参加しているもの

イ. 暴力団員を雇用しているもの

ウ. 暴力団若しくは暴力団員と密接または社会的に非難される関係を有しているもの

(6) 公募の開始の日から参加表明書及び企画提案書の提出期限の日までにおいて、宇美町指名停止等措置要綱(平成元年宇美町要綱第 7 号)に基づく指名停止等の措置を受けている者ではないこと。

(7) 国税及び地方税等を滞納しているものではないこと。

(8) 本業務を履行するに当たり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

6. 契約までのスケジュール

内容	日程
受付開始	令和7年4月28日(月)13時
質疑書受付期限	令和7年5月2日(金)13時
質疑回答	令和7年5月9日(金)17時
参加表明書等受付期限	令和7年5月13日(火)17時
見積書及び企画提案書、見積辞退届提出期限	令和7年5月16日(金)15時
プレゼンテーション審査	令和7年6月2日(月)午後
優先交渉権者決定	令和7年6月4日頃
契約締結日	令和7年6月16日頃

7. 本プロポーザルに関する質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

質疑書(様式第1号)に、質疑内容を記載の上、電子メールで事務局に提出すること。

また、送信時の電子メールタイトルは、「令和7年度 宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託に関する質問」とし、電子メール送信後に必ず事務局に電話連絡をし、質疑書到達を確認すること。

(2) 受付期間

令和7年4月28日(月)13時から同年5月2日(金)13時まで

※期限を過ぎた質疑には、回答を行わないものとする。

(3) 回答方法

令和7年5月9日(金)17時までに、宇美町公式ホームページで公表する。

※質疑のうち、意見表明と解されるもの、内容が不明瞭なものについては、回答を行わない場合がある。

8. 参加表明書の提出

参加を表明する事業者は、次の各号に掲げる内容に従い、参加表明書等必要書類を事務局へ提出すること。

なお、必要書類の提出がなかった者の参加は認めない。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

※本店所在地、商号及び代表者資格氏名その他必要事項を記入し、実印を押印すること。(全て登記事項証明書上のものとする。)

イ 会社概要(様式第3号) 1部

ウ 会社概要参考資料 1部

※会社案内、パンフレットなど法人等の概要が分かるもの

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

オ 市町村税を滞納していないことの証明 1部

(2) 参加表明書等必要書類の受付期間

4月28日(月)13時から同年5月13日(火)17時まで

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

9. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書

本プロポーザルに参加する者は、仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書を作成すること。

また、提案書は書類及びPDFデータを提出すること。(PDFデータは CD-ROM または DVD-ROM に記録して提出。)

◆企画提案書の記載事項

	記載事項	注意事項等	様式
①	企画提案書鑑		様式第4号
②	目次		任意
③	企画提案書	仕様書に基づき、次の事項について、企画・提案内容を具体的に記載すること。 1.本業務の実施内容について ・こどもの居場所の運営について 仕様書 5「委託業務の概要」を参照し、居場所の提供について、定期と不定期に分けて記載し、開所場所、開所日数、開所時間、食事の提供の有無、送迎の有無等について具体的に記載すること。 2.関係機関との連携について 3.個人情報保護に関するデータの取扱い及びセキュリティ対策について 4.本業務に関して、類似・関連業務の実績があれば、その実績について 5.その他法人等が自ら実施する提案事業など(自	様式第5号 ※任意様式も可 A4 紙縦・横書き・左綴じ・片面刷り

		由提案)があれば記載	
④	業務工程表	業務全体の流れ、業務実施のスケジュール、役割分担が具体的に分かるように記載すること。	任意
⑤	業務実施体制調書	1.業務責任者を含む、本業務の実施に係る職員の資格、経験及び人数について 2.本業務実施施設及び設備の詳細が分かる間取り図や図面等 3.業務実施体制の継続性の確保について	任意
⑥	見積書及び見積内訳書	1.積算内訳を添付すること。 2.合計金額は、消費税及び地方消費税を含めない額とする。	任意
⑦	企画提案書等添付書類チェック表		様式第6号

(2) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、提出期限必着)

(3) 提出期限

令和7年5月16日(金)15時まで

(4) 提出後における提出資料の差し替え及び追加は認めない。

10. 無効となる提案書

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- (1) 本要領に規定する内容、条件等に適合しないもの
- (2) 記載内容の誤り、不明瞭または未記入の部分があるもの
- (3) 記載内容に虚偽があるもの
- (4) 記載内容が法令等に違反するもの
- (5) 見積書の合計金額が委託金額の上限額を超過しているもの

11. 業者選定方法等

(1) 審査方法と評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき選定委員会で審査する。委託業者選定にあたってはプロポーザル方式とし、見積金額、企画提案書、類似業務実績、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、すべての選定委員の得点を平均した得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

この場合において、点数が同じ者が複数いるときは、見積額の安価な者

を、優先交渉権者とする。なお、審査については、別に定める「令和 7 年度宇美町地域こどもの生活支援強化事業業務委託事業者選定審査要領」による。

評価項目	配点
企画・提案・事業実施方針	10
中高生の居場所の実施	25
小学生の居場所の実施	25
周知広報の方法	10
実施体制	10
プレゼン	10
価格(見積金額)	10
計	100

12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 7 年 6 月 2 日(月) 午後

※詳細な時間と場所については、別途通知する。

(2) 実施場所(予定)

〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目 28 番 1 号

宇美町こども教育総合支援センターうみハピネス

1 階 多目的ホール

(3) 出席者数

1 事業者あたり、3 人以内とする。

(4) 所要時間

機材の設置及び撤去を含めた全ての所要時間を 1 事業所当たり 60 分以内とする。なお、プレゼンテーションは 20 分以内とし、その後、質疑応答時間を 20 分程度設ける。

(5) 注意事項

(ア) 企画提案書等に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。補足資料の配布及び使用は一切認めないものとする。

(イ) 提案書等の説明については、担当者が行うものとする。

(ウ) パソコン及びプロジェクターの使用は認める。

13. 審査結果の通知・公表

プレゼンテーション等の審査後、当該結果について各事業者に通知する。

また、宇美町ホームページにて、優先交渉権者の事業者名を公表するものとする。なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

また、個別の事業者の企画提案書、見積書、審査、選考過程などの内容についての問い合わせには回答できない。

14. 契約手続き

- (1) 優先交渉権者と協議及び契約内容の確認を行い、業務内容が確定した上で契約締結を行う。
- (2) 協議に際しては、協議期間の開始後 10 日以内に次の協議書を提出すること。
 - (ア) 契約に係る正式な見積書及び内訳書(税抜き額で作成すること。)
 - (イ) 全体工程や業務計画に関するスケジュール
 - (ウ) (イ)に伴う役割分担表
※各工程に対して、その実行主体(宇美町か事業者かなど)が把握できるもの
 - (エ) その他協議に必要な書類
- (3) 協議期間の開始後 10 日以内に(2)の協議資料の提出がなかった場合、又は、上位候補者との契約交渉が不調となった場合は、次順位の候補者と契約協議を行う。
また、審査結果通知後に上位候補者が、5.参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、またそれが明らかとなった場合も同様とする。

15. その他留意事項

- (1) 本件への参加に要する一切の費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。
- (3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) 情報公開請求があった場合は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例(平成13年宇美町条例第17号)の規定に基づき情報を開示することがある。ただし、参加者名、個人情報、企画提案内容については、すべて非公開とする。
- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権その他の権利は宇美町に帰属する。

16. 本プロポーザル担当事務局

- (1) 担当部署 宇美町教育委員会 こどもみらい課 子育て支援係

- (2) 所在地 〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目 28 番 1 号
宇美町こども教育総合支援センターうみハピネス内
- (3) 連絡先 TEL 092-933-0777
FAX 092-933-0210
E-mail kodomomirai@town.umi.lg.jp